

## 修繕仕様書

### 1. 修繕名

千葉市青葉看護専門学校照明器具 LED 化更新修繕

### 2. 修繕場所

千葉市中央区青葉町 1273 番地 5

### 3. 修繕期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4. 修繕概要

本修繕は、千葉市青葉看護専門学校の照明を LED 化する修繕である。

### 5. 一般事項

- (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。
- (2) 本仕様書に明記無き事項は、原則として下記による。
  - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和 7 年版)
  - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和 7 年版)
  - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(機械・電気設備工事編)(令和 7 年版)
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合は、受注者がその賠償の責任を負う。
- (4) 本市では、千葉市環境マネジメントシステム (C-EMS) を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R (発生抑制、再使用、再生利用) 活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。
- (5) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (6) 修繕期間中の安全管理には十分注意すること。
- (7) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。なお、修繕場所は、授業等で使用することから作業日程が限られるため、仮設足場が必要な諸室を含め、施設管理者と事前に十分な打ち合わせを行うこと。
- (8) 発生材は場外搬出適切処分とする。
- (9) 本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。

(10) 本修繕の履行に必要なとなる官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。

(11) 本修繕の履行にあたり、下記書類を発注者に提出すること。

- ・ 施工計画書（緊急連絡体制、施工方法、停電作業手順書、使用材料の規格、産廃処分方法(運搬・処理委託先等)が分かる書類)
- ・ 施工写真（完成後に確認が困難な隠蔽部や施工の過程が分かるもの。施工前、施工後）
- ・ 発生材が適切に処分されたことが分かる書類（マニフェストの写し、搬出時写真、処分場搬入時写真等）
- ・ 試験成績書
- ・ 修繕完了後に必要となる書類（取扱説明書、完成図面等）
- ・ その他、市担当者の指示による書類

## 6. 特記事項

- (1) 交換品の撤去・処分は本修繕に含む。
- (2) ケーブルは全て既設再使用とすること。
- (3) 本修繕に必要な費用（搬出入費、処分費、足場等）は全て受注者の負担とする。
- (4) 作業日程は、施設管理者と協議の上決定すること。
- (5) 停電を伴う作業を行う場合は、施設管理者と日時を調整すること。なお、令和8年8月14日（金）は、電気工作物年次点検に伴う全館停電の予定である。
- (6) 発注者及び施設管理者と事前に十分な打ち合わせを行い、支障となる物品等の移動の要望ならびに作業の周知依頼を早めに行うこと。
- (7) 通路及び建物内の作業に支障のある、既存部分・設置物等は必要に応じて養生をすること。
- (8) 工事車両の搬出入は安全に留意し計画すること。
- (9) 修繕完了後には必要な試験を行うこと。
- (10) 照明器具の安定器は PCB 混入がないことの確認を行い、報告書を提出すること。PCB の混入が認められた際は、施設管理者と協議し適正に保管および引き渡しを行うこと。
- (11) 本修繕で発生する廃棄物は適切に分別処理を行うこと。
- (12) 照明器具の支持に必要なアンカーボルトは既設再使用とすること。既設アンカーボルトがない場合は、落下防止措置を施した上で、天井下地材より支持すること。
- (13) 支払いは、完了払とする。
- (14) その他指示なき事項は、発注者及び施設管理者と協議の上、決定すること。

## 7. 修繕内容

- (1) 千葉市青葉看護専門学校の既存照明について、器具内訳書のとおり LED 照明に交換する。
- (2) LED 照明交換に伴う照明制御システムの更新を行う。照明点滅制御盤は下記のとおりとし、設定調整費及び照明制御盤更新費は全て受注者の負担とする。なお、システムはすべて東芝ライテック株式会社製とする。

① 照明点減制御盤

- ・ 伝送1系統
- ・ スイッチパネル3枚(192SW)
- ・ 17インチカラーLCDタッチパネル式
- ・ 屋内壁掛け型
- ・ 塗装色:5Y7/1
- ・ ミニプリンタ付きパネル×1、キーボード・マウス収納×1

(3) 大講義室(要足場)、教員研修室、事務室の作業は、学生夏季休暇中である令和8年8月4日(火)から令和8年8月17日(月)までのうち、施設管理者と協議の上決定した日程で行うこと。また、仮設足場の設置及び撤去についても、同期間内に全て完了すること。

(4) 仮設足場の設置に当たっては、床の耐荷重を事前に確認することを必須とし、その確認結果に基づき、必要な安全対策を講じた上で施工すること。

(5) 仮設足場材の置場については、グラウンドを基本とし、詳細については施設管理者に確認の上、決定するものとする。

(6) 照明の取替前・後において、それぞれ照度測定を行うこと。

8. 添付資料(修繕仕様書別紙)

(1) 器具内訳書

(2) 参考図面

※ 参考図面記載の器具は、竣工時の既設物であるため、(1)器具内訳書とは一致しない。

※ 参考図面は、施設の竣工図等を基に作成しており、竣工後に実施した設備の改修等により現況と異なる場合があるので留意すること。